

能登川地区まちづくり協議会「ホップ ステップ のとがわ」規約

(名称)

第1条 本会は、能登川地区まちづくり協議会「ホップ ステップ のとがわ」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、東近江市能登川支所内に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民自らが考え行動することにより、能登川地区の良さを次代へ継承するとともに、この地域で誇りを持って暮らし続けられるよう、能登川地区のまちづくりを進めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 能登川地区のまちづくり計画の策定
- (2) まちづくりにかかる事業の企画・立案
- (3) まちづくりにかかる広報・啓発
- (4) まちづくりにかかる事業の実施
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(構成員)

第5条 本会は、能登川地区に在住及び在勤、在学する全ての人と地域の活動団体をもって構成する。

(会員)

第6条 会員は、構成員のうち本会の目的に賛同し、参画届を提出された個人及び団体とする。

2 本会の目的に賛同する事業者は、本会の賛助会員とする。

3 まちづくり委員は、自治会から提出の選出届をもって参画届とする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 1名
- (4) 顧問 若干名
- (5) 監事 2名

2 役員は、総会において選任する。

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代理する。

3 会計は、本会の会計を掌る。

4 監事は、本会の事業および会計を監査する。

(任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合、補充することができるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、運営委員会および運営委員会が必要とした会議とし、会長が招集する。

2 総会は、年1回以上開催するものとし、その他の会議は必要に応じて開催する。

(総会)

第11条 総会は、第6条第1項の会員で構成し、議事は出席者の過半数で決するものとするが、可否同数の場合は議長がこれを決する。

2 総会の議長は出席した会員の中から選出し、次の事項を審議する。

- (1) 規約の制定、改廃に関する事
- (2) 役員の選任に関する事
- (3) 事業計画および予算の決定に関する事
- (4) 事業報告および決算報告に関する事
- (5) その他運営に関する重要事項

(運営委員会)

第12条 本会を円滑に運営するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次のもので構成する。

- (1) 第7条に定める役員(監事を除く。)
- (2) 自治会連合会の会長および副会長
- (3) 事業部長
- (4) 専門部会の部会長および副部会長
- (5) 事務局
- (6) その他会長が必要と認めたもの

- 3 運営委員会は、次の事項を協議する。
 - (1) 各種事業の執行に関する事
 - (2) 自治会連合会、各種団体との連絡調整に関する事
 - (3) 総会提出議案の作成に関する事
 - (4) その他本会の運営に伴う活動方針等の策定に関する事
- 4 運営委員会は会長が招集し、会議の議長は会長が行う。

(事業部)

第13条 本会に、事業部を置く。

- 2 事業部の企画・提案は、運営委員会の承認を得て執行する。
- 3 事業部を掌握するため、それぞれの事業部に事業部長を置く。

(専門部会)

第14条 本会の事業を具体的に企画・実践するため、必要に応じ、運営委員会の承認を得て専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の事業企画は、運営委員会の承認を得て執行する。
- 3 専門部会を掌握するため、それぞれの部会に部会長、副部会長、事務長を置く。
- 4 各専門部会は、専門部会事業部に所属する。

(事務局)

第15条 本会に事務局を置き、事務局員は会長が任免する。

- 2 事務局員には、報酬を支払うことができる。
- 3 前項の条件・金額等は別途これを定める。

(経費)

第16条 本会の運営経費は、次の資金をもって充てる。

- (1) 東近江市まちづくり協議会交付金
- (2) その他の収入

(会計)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は運営委員会で定める。

付則

- 1 この規約は、平成19年3月10日から施行する。
- 2 設立当初の役員任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成21年度総会の日までとする。

- 3 この規約改正は、平成20年5月24日から施行する。
- 4 この規約改正は、平成21年5月23日から施行する。